Ver. 4.1

構造計算適合性判定審査に係る予備審査について

一般財団法人熊本建築構造評価センター

1　はじめに

本財団では、構造計算適合性判定事務における電子申請の導入（現在試行段階）に伴い、予備審査事務を開始しました。

2　予備審査について

予備審査では、通常の構造計算適合性判定（以下「本審査」という。）と同様の審査を判定員が行います。

予備審査では正本のみ提出していただき、予備審査終了時点で正本の補正及び、副本の提出をしていただくことで、本審査に移行します。本審査では、予備審査の内容が反映されていることを確認して、判定結果通知を交付します。

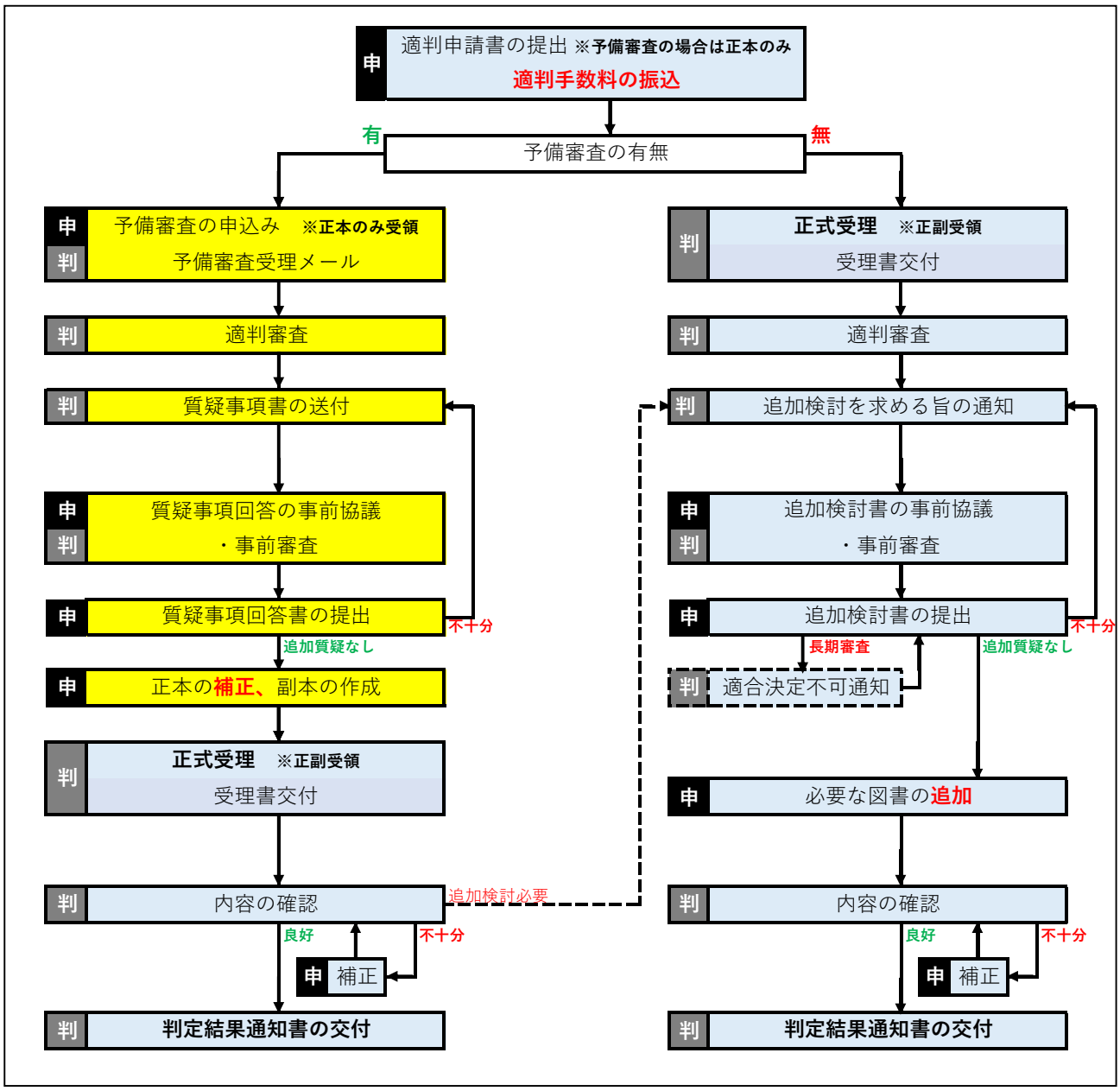

３　予備審査の手数料

予備審査の手数料は不要です。

なお、予備審査において計画変更が必要となり、取下げ届の提出に至った場合、判定手数料の返金は行いませんので、ご注意ください。なお、取下げ届が構造計算適合性判定申請書の受理後１０日以内に提出された場合は、構造計算適合性判定に係る面積が２００㎡以内のものの区分に応じた額に減額することとします。**（「５　予備審査の注意点」参照）**

４　予備審査を受けるために必要なこと

構造計算適合性判定申請の図書をそろえ、判定手数料の納入（以下「本申請」という。）を行ってたうえで、予備審査申込書を提出してください。

予備審査対象となった場合は、正本のみで審査を開始します。予備審査対象外となった場合は、正本、副本を提出していただき、今までと同じ審査となります。

５　予備審査の注意点

予備審査の開始と同時に構造計算適合性判定申請書は仮受付されます。この仮受付は、本申請の受付と同等の効果※があり、予備審査開始後に、本申請を取り下げる場合、判定手数料は返金されません。（事務的には、本申請取下げの申し出があったと同時に仮受付が本受付に移行します。）

予備審査では、本審査と同様に、原則として計画変更が認められません。計画変更が必要となった場合、仮受付が本受付に移行し、本申請の取下げと計画変更後の新たな構造計算適合性判定の申請が必要となります。なお、判定員の指摘に基づく計画変更で変更後の計画による予備審査の継続について判定員がやむを得ないと認めるものや、構造計算に影響のない計画変更については、本審査と同様に計画変更が認められる場合があります。なお、取下げによる判定申請手数料の返金は行いませんが、取下げ届が構造計算適合性判定申請書の受理後１０日以内に提出された場合は、構造計算適合性判定に係る面積が２００㎡以内のものの区分に応じた額に減額することとします。

６　電子申請

令和８年２月から、構造計算適合性判定申請の電子申請について、試行的に実施します。

当面の間は、予備審査を行った案件のみを電子申請の対象とさせていただきます。

本申請の受付と同等の効果※

仮受付は、本申請の受付ではないため、建築基準法第１８条の２第４項の規定に基づいて準用する同法第６条の３第４項又は第５項の申請書を受理した日からの日数の起点にならないことが唯一の相違点です。予備審査の終了と同時に仮受付が本受付に移行し、その時点が当該起点に該当することになります。